

## 博士學位論文要約

論文題目： 信託制度の活用による公益的政策の実現—信託税制改革による信託  
活性化としての農地信託等の活用—

氏名： 喜多 綾子

要約：

信託の人的機能（信託による意思凍結機能・受益者連続機能・受託者裁量機能）や物的機能（財産管理機能や信託財産の信託受益権転換機能、信託財産の分別管理による倒産隔離機能）を生かした信託の利用により、高齢社会における財産運用管理等における信託の利用、公共的・公益的政策の実現のための信託の利用など、信託は多方面にわたって活用が期待されている。特に、信託というスキーム（法制度）は、わが国の社会問題を解決するためにきわめて有益であり、公共的・公益的政策の実現のために貢献しうるものである。しかし、多様な信託に係る課税関係のグレイゾーンの存在や不合理な信託税制の改正の遅れがそのような信託の活用を阻害する、あるいは萎縮させているといえよう。そこで、本論文においては、まず、今後ますます信託の利用機会が高まると予想されることから、所得税法、法人税法及び相続税法（相続税・贈与税）の問題に比重を置いてわが国の信託税制の基本的課税構造の欠陥や解釈上の問題を明らかにし、あるべき信託税制を提案しようとするものである。次に、信託を用いた経済的活動等における関係法規が信託を用いて同様の経済的目的をより効率的に達成できるにもかかわらず、信託について関係法令が考慮をしていない結果、かえって信託を用いることにより税負担が重くなり、信託の利用を阻害しているといった問題を明らかにし、早急な問題の解消を図ろうとするものである。そのうえで公共的・公益的実現のための具体的な信託の利用として、耕作放棄地等に象徴される農業問題や林業問題に焦点を当て、具体的な農地信託や森林信託の利用を提示しようとするものである。農地は公益的な側面を有しており、わが国の社会経済活動全体に影響を及ぼすものである。

なお、このような研究に至ったのは、税理士として相続税申告という実務の中で信託税制を通じて信託の利便性（有効性）と税制の未発展を経験すると共に、相続人の農地や森林に対する思いを知り、農林業に対する問題を身近に感じたことがきっかけである。本論文の第1章から第8章を通じて、大きく4つの課題を明らかにして、問題点を検討のうえ、具体的な解決策を明らかにしている。

### 1、信託における課税関係のグレイゾーンの解消と新たな信託税制の提案

（1）わが国の信託税制は、信託の効力（信託の設定）が生じた時に受益者に対して贈与税又は相続税が課税されるという、いわゆる信託行為時課税であり、信託財産から生じた収益が受託者のもとにあるにもかかわらず、受益者等に所得税または法人税が課税されるという、いわゆる受益者課税方式を原則あるいは特徴とするものであるといつてよかろう。信託財産及び信託利益の分配が受益者に対して客観的に、明らかに実現していない状態においても受益者等に課税されることも懸念される。結果的には所得の実現、担税力がない場合においても課税されるおそれを内包している。信託税制における相続税及び贈与税の問題として、信託行為時課税では必ずしも担税力が伴わない場合があるということ、信託を利用することにより、委託者所有の財産の種類が信託受益権になってしまう場合があるということから生じる税制適用上の問題などがある。信託の活性化のための信託課税制度に係る基本的な枠組み及び具体的な税額計算の方法は次のとおりである。

（2）原則的に受益者等に課税する方式から包括的受託者課税方式に変更

新たな課税方法とは、原則として、信託の収益及び費用は全て受託者の段階で集計し所得計算を行い、所得税額も納付する方法である。この場合において受託者が法人であっても、個人として所得税の高率で一律に所得税を課税し、収益の分配を受けた受益者は受託者の段階で納付した所得税額を税額控除するのである。

### (3) みなし贈与・みなし遺贈に対する贈与税・相続税の課税

包括的受託者課税方式における、贈与税の課税時期は、信託の効力が生じた時ではなく、信託の利益が分配された時に課税される分配時課税である。分配時に課税されることから、信託の効力が生じた時に信託受益権の評価を算定する必要がなく、現行信託税制では、信託の効力が生じた時に信託期間中に受ける予定の全ての信託の利益を受ける権利について課税されることから、担税力が伴わないという問題があるが、分配時に課税されるため担税力の問題も解決できるのである。この場合に、まだ分配されていない信託財産は委託者が所有しているものとみなして、信託が終了する前に死亡した場合には、委託者の相続財産に含めて相続税を計算する。

裁量信託の場合は、信託の利益を受ける権利がどのような割合で分配されるのか確定していない場合や、あるいは、受益者が確定していない場合もある。このような信託の場合、委託者が生存中は、受益者に信託財産が分配された時に贈与税を課税し、信託が終了する前に委託者が死亡した場合には、未分配財産は相続財産に含めて相続税を課税する方法である。わが国の信託課税ルールは必ずしも導管理論を前提とする必要はなく、信託の受託者の法的地位（受託者の信託財産や収益に対する法的請求権）や信託の社会的実体に着目した課税が行われることが望ましいといえよう。

## 2、相続税法の特例等における信託の利用の明確化と税制への配慮の必要性

平成 26 年度から、農地中間管理機構に所有権を移転した場合などに限り、租税特別措置法 70 条の 4 の 2 第 1 項、70 条の 6 の 2 第 1 項により、農地の納税猶予の適用があるものと解されるが、耕作放棄地等として農地としての利用価値が乏しいものは農地中間管理事業になかなか取り込むことができないといった現状があり、農地の贈与税や相続税の納税猶予等への対応が置き去りにされているといえよう。信託においては委託者の意思凍結機能により信託した農地の利用は信託契約において担保することが可能である。そのような場合においては広く、農地の贈与税や相続税の納税猶予が認められるべきであろう。農地や森林について、受益者連続型信託を利用した場合にも広く認められるべきであろう。また、現行規定においては、農業協同組合及び中間管理機構しか受託者になれないのであるが、不在村農地所有者が増加し、耕作放棄地が拡大しつつある現状においては、公共・公益政策の実現のために受託者要件の緩和が必要であろう。農業経営者を直接受託者とした農業信託を広く認めることが先決であろう。

## 3、公共・公益政策の実現のための農地信託と森林信託の活用の有効性

農地信託（農業信託等）とは、農地や農業施設・農機具を信託し、委託者の意思に基づき受託者の裁量等により農地等を有効活用してもらう信託である。自分の死後も相続人である子供らに農業を続けてほしいという希望をかなえるための信託（受益者連続信託）を設定することも、さらに受益者の定めのない信託を設定し集落全体（限界集落等）で農地等を利用する信託を設定することも可能である。農業信託等においては、農地に対する思い、農業に対する思いの異なる多数の農地所有者を委託者として、農地のみを、あるいは利用権のみを、農地を含む広範囲な農業資産を受託者に信託することも可能であり、受託者においても委託者の意思を反映した農地利用等を進めることも可能である。

## 4、国家戦略特別区域における税制規制緩和等の実験的試み

国家戦略特別区域においては、内閣総理大臣による国家戦略特別計画の認定により、農地法の

規制及び租税特別措置法による農地課税に対する税制の緩和等を進め、農林業等へ信託を利用することにより日本経済全体の活性化を目指すことが可能である。国家戦略特別区域において、農地信託及び森林信託の活用を積極的に押し進め、併せて農地法の規制にとどまらず租税法上の課税規定の緩和（優遇措置）、信託業法の受託者要件の緩和を図るべきである。その成果をそのうえで全国的なレベルでの法改正による規制緩和に繋げることも有意義であろう。農業及び林業の活性化はまさに国家戦略的な公共政策である。わが国の農業及び林業の再生のための信託の利用とその阻害要因となっている税制上の不備の是正及び信託業法並びに農地法の受託者要件の緩和が必要であろうが、まず手始めに経済戦略特別区域において実現することも有益であろう。農業に係る税制（相続税・贈与税の納税猶予措置等）も特区限定で認められる規制の「特例措置」を求めることにより、農地の流動化・集積と新たな営農主体（企業）とのマッチングをより効率的に実現することができるであろう。国家戦略特区制度でのもとでこのような信託の活用は実験的な試みとしても意義がある。

(文字数：3,906字)